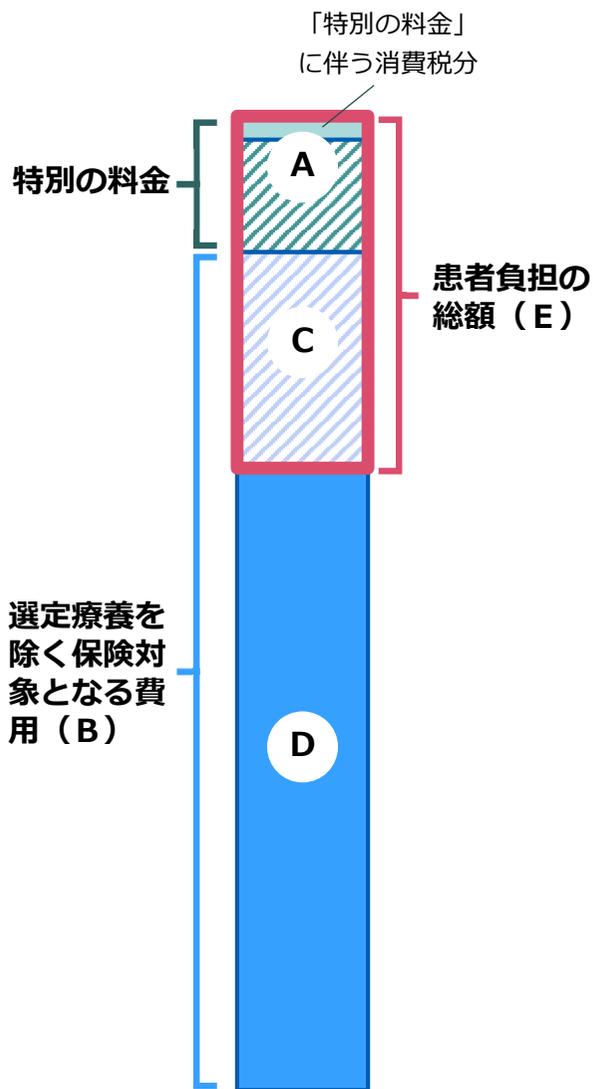


# 別添 1 長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養における費用の計算方法（イメージ）

<厚生労働省のホームページで公開されている「厚労省マスタ」>

薬価基準収載 医薬品コード	品名	薬価	後発医薬品 最高価格	長期収載品と後発医薬 品の価格差の4分の1	保険外併用療養費の 算出に用いる価格
●●●●	●●	●●●	●●●	●●●● 【a】	●●●● 【b】



## A 「特別の料金」に係る費用

- 【a】の値を用い、数量等に応じて算定告示に基づき点数（点）に換算する。
- 特別の料金に係る費用 **A**（円）は以下の算式で求める。
  - で求めた点数（点）×10（円/点）×（1+消費税率）

## B 選定療養を除く保険対象となる費用（※ 当該長期収載品に係る分）

- 【b】の値を用い、数量等に応じて算定告示に基づき薬剤料（点）に換算する。
- 選定療養を除く保険対象となる費用 **B**（円）は以下の算式で求める。
  - で求めた薬剤料（点）×10（円/点）

## D 保険外併用療養費

保険外併用療養費は以下の算式で求める。

$$B \times (1 - \text{自己負担率})$$

## C 患者自己負担

患者の自己負担額は以下の算式で求める。

$$B \times \text{自己負担率}$$

患者負担の  
総額 (E)

費用構造のイメージ

## 別添2 計算の具体例（イメージ）

XX錠 10mg（内服薬）、1日2錠 30日分に係る費用（自己負担率が3割の場合）は以下のとおり計算される。  
ただし、「厚労省マスタ」における該当行は表のとおりとする。

薬価基準収載 医薬品コード	品名	薬価	後発医薬品 最高価格	長期収載品と後発医薬 品の価格差の4分の1	保険外併用療養費の 算出に用いる価格
●●●●	XX錠 10mg	100.0	49.3	12.68 【a】	87.32 【b】

### A 「特別の料金」に係る費用

#### 1. 算定告示に基づき点数に換算

- ・ 所定単位（1剤1日分）あたり  $12.68 \text{ 円【a】} \times 2 \text{ 錠} = 25.36 \text{ 円} \rightarrow 3 \text{ 点}$
- ・ 30日分  $3 \text{ 点} \times 30 \text{ 日} = 90 \text{ 点}$

#### 2. 「特別の料金」に係る費用（※ 課税対象、消費税率 10%）

$$90 \text{ 点} \times 10 \text{ (円/点)} \times (1+0.10) = \mathbf{990 \text{ 円}}$$

### B 選定療養を除く保険対象となる費用

（注）当該長期収載品に係る分

#### 1. 算定告示に基づき薬剤料に係る点数に換算

- ・ 所定単位（1剤1日分）あたり  $87.32 \text{ 円【b】} \times 2 \text{ 錠} = 174.64 \text{ 円} \rightarrow 17 \text{ 点}$
- ・ 30日分  $17 \text{ 点} \times 30 \text{ 日} = 510 \text{ 点}$  ※ 保険適用分点数

#### 2. 選定療養を除く保険対象となる費用

$$510 \text{ 点} \times 10 \text{ (円/点)} = \mathbf{5100 \text{ 円}}$$

### D 保険外併用療養費

$$B \times (1 - \text{自己負担率})$$

$$\mathbf{5100 \text{ 円} \times (1 - 0.30) = 3570 \text{ 円}}$$

### C 患者自己負担

$$B \times \text{自己負担率}$$

$$\mathbf{5100 \text{ 円} \times 0.30 = 1530 \text{ 円}}$$

### E 患者負担の総額

$$A + C$$

$$\mathbf{990 \text{ 円} + 1530 \text{ 円} = 2520 \text{ 円}}$$